

現状・課題【JESTA（電子渡航認証制度）関係】

- 令和7年に新規入国した観光等を目的とする短期滞在者は約3,846万人（約8割が査証免除対象者）
- 査証免除対象者で観光等を目的とする短期滞在の活動を行おうとする者は、**査証審査を受けずに入国可能**
- 厳格な上陸審査に努めているが、不法残留等した者を**退去させるには多大な労力と費用が必要**
- 新規入国者数の増加に伴い、上陸審査の手續に時間を要し、審査待ち時間が長時間になる傾向

現状・課題【手数料関係】

- 在留外国人数は**過去最高の約413万人**（令和7年末時点）
 - 外国人との秩序ある共生社会の実現に向け、必要な施策を確実に実施しつつ、更なる強化・拡充を図る必要
 - 入管法上、在留資格の変更許可、在留期間の更新許可、永住許可の**手数料の額の上限額は1万円**
- (※) 政令で在留資格の変更許可・在留期間の更新許可の手数料の額は**6,000円**（窓口）、永住許可の手数料の額は**1万円**

JESTAの創設に関する改正

制度の概要・効果

査証免除対象者で観光等を目的とする短期滞在の活動を行おうとする者、クルーズ船の乗客、乗継ぎのため一時的に我が国に入国する者（一部）等を対象に、事前の認証により**入国前にスクリーニング**を行い、不法残留等を企図する外国人の入国を防止する（新規入国の度に認証）。短期滞在の活動を行おうとする者で、認証を受けたものに対する上陸審査の手續の円滑化を図る。

- 認証を受けたことを上陸条件等とし、認証も査証も受けていない外国人の入国を禁止 ⇒ **出入国管理を厳格化**
- 所要の認証を受けた者が上陸条件に適合しているときは、旅券への上陸許可の証印を省略 ⇒ **上陸審査の手續の円滑化**

※ 実務上は、ウォークスルー型ゲートを活用

運送業者等の義務

- 乗船券・航空券を発行する場合、出入国在留管理庁長官に予約者の氏名等を報告しなければならない。
- 出入国在留管理庁長官から、**入国が相当でない旨の通知を受けたときは、その者を船舶等に乘せて入国させてはならない。**

施行日 令和11年3月31日までの間において政令で定める日

在留資格の変更許可等に係る手数料に関する改正

入管法上の手数料の額の上限額の引上げ

入管法上の手数料の額の**上限額**を以下のとおり引き上げる。

- **在留資格の変更許可** → **10万円**
- **在留期間の更新許可** → **10万円**
- **永住許可** → **30万円**

(※) 具体的な手数料の額は引き続き**政令に委任**し、在留期間に応じて定める。

手数料の額を定めるに当たって勘案する要素の明確化

実費のほか、外国人の出入国及び在留の公正な管理に要する費用の額、諸外国における同種の手数料の額を勘案する。

手数料の減額又は免除

経済的困難その他特別の理由がある者については、手数料を減額し、又は免除することができるとする。

施行日 令和9年3月31日までの間において政令で定める日

1 JESTA（電子渡航認証制度）の創設に関する改正

現状

- ・ 令和7年の外国人の新規入国者の数は、過去最高の約3,918万人を記録
- ・ 観光等を目的とする短期滞在の在留資格で上陸が許可された者は約3,846万人であり、その約8割が査証免除対象者（※）
（※）外国人が我が国に上陸する場合、あらかじめ現地の在外公館で査証を受ける必要があるが、一部の国の外国人は、短期滞在の在留資格の査証が免除

現行法の課題

- 査証免除対象者であって観光等を目的とする短期滞在の活動を行おうとする者は、査証審査を受けずに入国可能
- 厳格な上陸審査を行い、不法残留等を企図する者の上陸拒否に努めているが、不法残留等した者を我が国から退去させるためには多大な労力と費用が必要
⇒ 不法残留等を企図する外国人の入国を防止し、厳格な出入国管理を実現する必要がある
- 新規入国者の数の増加に伴い、上陸審査の手續に時間を要し、審査待ち時間が長時間になる傾向
⇒ 上陸審査の手續の一層の円滑化を図る必要がある

2 在留資格の変更許可等に係る手数料に関する改正

現状

- ・ 令和7年末時点で我が国に在留する外国人の数は、過去最高の約413万人を記録
- ・ 外国人との秩序ある共生社会の実現に向け、外国人の出入国及び在留の公正な管理に関する施策を確実に実施しつつ、更なる強化・拡充を図る必要がある

現行法の課題

- 入管法上、在留資格の変更許可、在留期間の更新許可、永住許可の**手数料の額の上限額は1万円**（※）。
（※）手数料の具体的な額は政令で定めることとされており、在留資格の変更許可・在留期間の更新許可の手数料の額は6,000円（窓口）、永住許可の手数料の額は1万円とされている。
⇒ 我が国に在留する外国人にも相応の負担を求めるため、在留許可手数料の額の上限額を引き上げる必要がある

JESTA（電子渡航認証制度）の創設

1 趣旨

有効な旅券を所持していることや、我が国において行おうとする活動が虚偽のものでないことなどの所定の条件に適合している場合は、その旨の認証をすることで、**入国前にスクリーニング**を行い、不法残留等を企図する外国人の入国を防止する（厳格な出入国管理の実現の観点から、新規入国の度に認証をする。）とともに、上陸審査の手続の円滑化を図る。

2 対象者

○ 査証を必要としないこととされている外国人で、我が国に短期間滞在して観光等の活動を行おうとする者（①）（※）

（※） 特例法（議員立法）により、政令で定める者（現行は台湾の居住者）を含む。

○ クルーズ船（指定旅客船）に乗って入港し、観光のため、我が国に上陸することを希望する外国人等（②）、船舶等の乗継ぎのため、一時的に我が国に入国する外国人の一部の者（③）

3 運送業者等の義務（※義務違反には過料の制裁）

○ 報告義務

乗船券又は航空券を発行する場合には、所定の時までには、出入国在留管理庁長官に対し、その予約者の氏名等を報告しなければならない。

○ 運送禁止義務

出入国在留管理庁長官から、我が国に入らせることが相当でない旨の通知を受けたときは、その者を船舶等に乗せて我が国に入らせてはならない。

4 効果等

○ 出入国管理の厳格化

- ・ 認証を受けたことを上陸のための条件等とするとともに、認証も査証も受けていない外国人の入国を禁止

○ 上陸審査の手続の円滑化

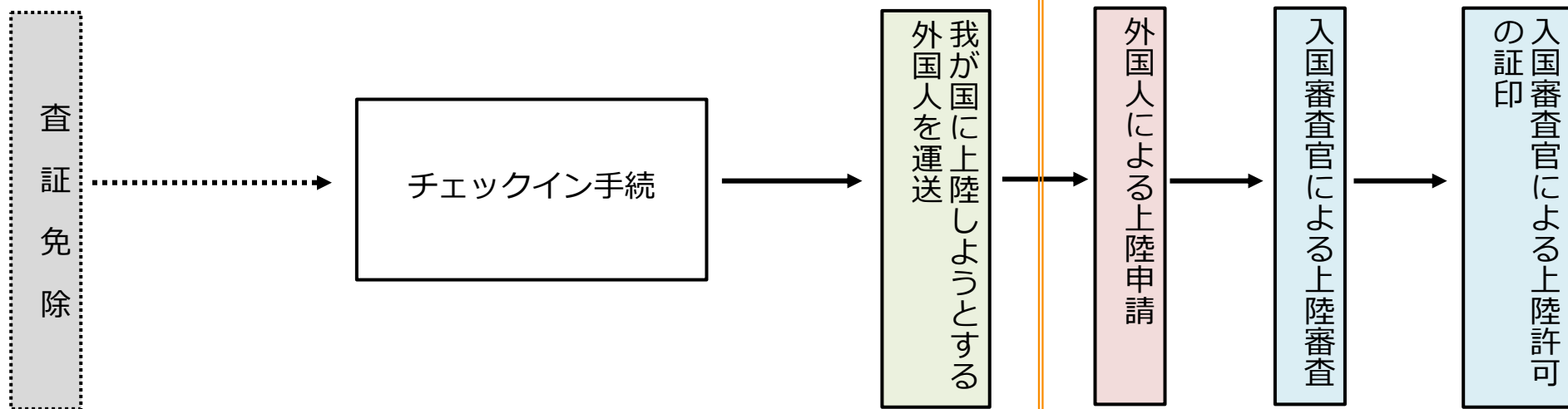
- ・ ①の外国人で認証を受けた者が上陸のための条件に適合しているときは、旅券への上陸許可の証印を省略

5 その他

- ・ 認証を受けようとするとき（①②③）及び認証を受けるとき（①②）に政令で定める額の手数料を徴収する。
- ・ 特定登録者カードは交付しないこととする。
- ・ 遭難による上陸の許可の範囲を拡大する。

認証及び上陸審査の手続の一般的な流れ（査証免除対象者であって短期滞在の活動を行おうとする外国人の場合）

【改正前】

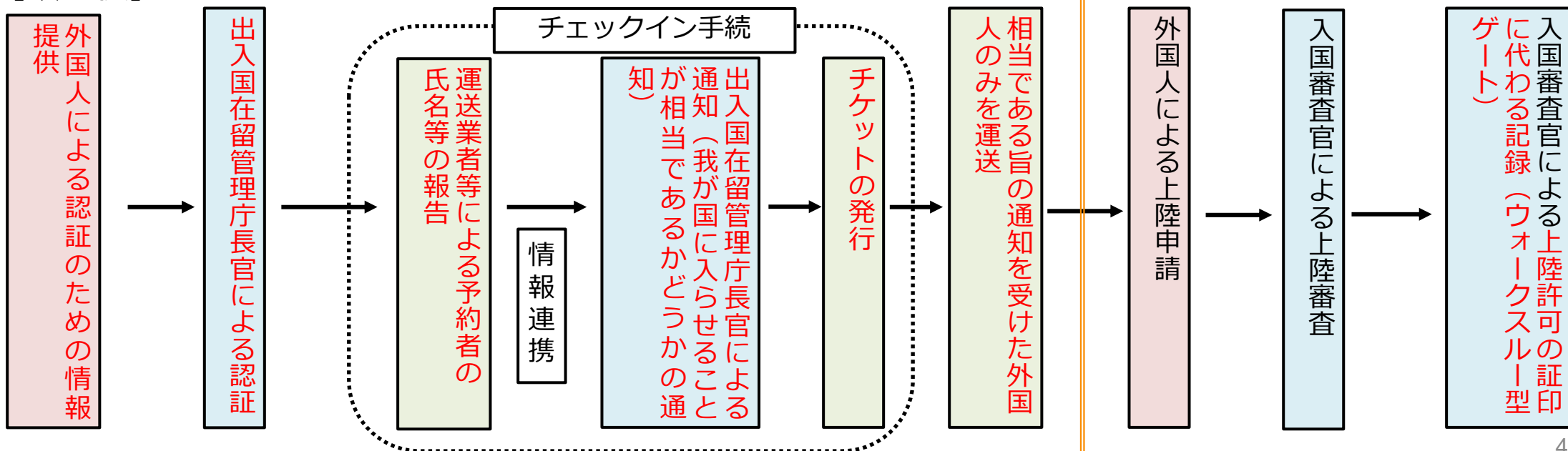


国外 ← → 国内

【改正後】

【出入国管理の厳格化】

【上陸審査の手続の円滑化】



在留資格の変更許可等に係る手数料に関する改正

在留資格の変更許可、在留期間の更新許可、永住許可の手数料の額の上限額の引上げ等（※）

- 在留資格の変更許可 → 10万円
- 在留期間の更新許可 → 10万円
- 永住許可 → 30万円

※ 物価変動に伴う経費の増大等に応じて手数料の額を機動的に定められるよう具体的な手数料の額は引き続き政令に委任し、在留期間に応じて定める。

在留許可手数料の額を定めるに当たって勘案する要素の明確化

在留許可手数料の額が無限定とならないようにするため、実費のほか、以下の応益的要素・政策的要素を勘案する。

- 外国人の出入国及び在留の公正な管理に要する費用の額
 - ・ 外国人の適正な在留の確保に関する事務に要する費用の額
 - ・ 我が国に適法に在留する外国人が安定的かつ円滑に在留することができるようにするための支援に関する事務に要する費用の額 など
- 諸外国における同種の手数料の額

在留資格の変更許可、在留期間の更新許可、永住許可の手数料の減額又は免除

手数料の額の上限額の引上げに伴い、我が国に引き続き在留することができるよう人道上の観点から特に配慮する必要がある者であって、経済的困難により手数料を納付できないもの等については、手数料を減額し又は免除することができる（※）。

※ 永住許可を受ける者で減額又は免除の対象となるのは、日本人、永住者又は特別永住者の配偶者又は子等に限る。

施行期日

- 認証に関する改正規定 → 令和11年3月31日までの間において政令で定める日
- 在留資格の変更許可等に係る手数料に関する改正規定 → 令和9年3月31日までの間において政令で定める日